

評価基準

評価項目及び評価事項			評価点	
1 基本事項 (30 点)				
方針及び基本的な考え方	趣旨・目的を十分に理解した企画提案であるか。		10	
	提案内容は、具体的かつ明確に記載されているか。また、資料は見やすく分かりやすい表記となっているか。		10	
	提案内容は、客観的な根拠に裏付けられた実現可能なものとなっているか。		10	
2 実施内容 (40 点)				
(1)	本事業の実施体制について	ア	円滑かつ効果的な業務遂行のために十分な業務実施体制が確保されているか。	10
		イ	管理責任者及び業務従事者は、本業務遂行に十分な知識及び技能を保有しているか。	10
(2)	実施内容について	ア	仕様書に基づいた内容となっているか。	10
		イ	データ処理、手法は適切か。	10
3 セキュリティ等 (20 点)				
(1)	守秘義務について	守秘義務の順守が記述されているか。		5
(2)	資料等転用の禁止について	資料転用の禁止についての基本的な考え方や実施手法について記述されているか。		5
(3)	社内コンプライアンスについて	業務実施の前提となるコンプライアンスについて、社内適切取組がなされているか。		5
(4)	危機管理について	緊急事態が発生した場合の対応（体制・活動）が具体的に記述されているか。		5
4 個人情報等の取扱 (10 点)				
個人情報等の保護について		個人情報保護について、規定等が整備されており、その効果が期待できるか。		5
		個人情報の流出などの問題が発生した場合、速やかな対応と解決のための適切な対応策が示されているか。		5
5 法人基本事項 (10 点)				
(1)	基本事項について	京都市公契約基本条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する市内中小企業であるか		5
(2)	業務実績について	本業務を遂行するための実績を十分に有するか		5
6 価格 (10 点)				
見積額		(最低提示価格／貴社提示価格) × 10 点		10
合 計			120	

【評価点の計算と順位決定】

各事業者の総合評価点は、選定委員会の各委員の合計とする。

各事業者の順位は、次の表に従って決定し、第 1 順位の事業者を受託候補者として選定する。

順位決定方法	
1	総合評価点の多い者
2	同点の場合、見積金額の少ない者